

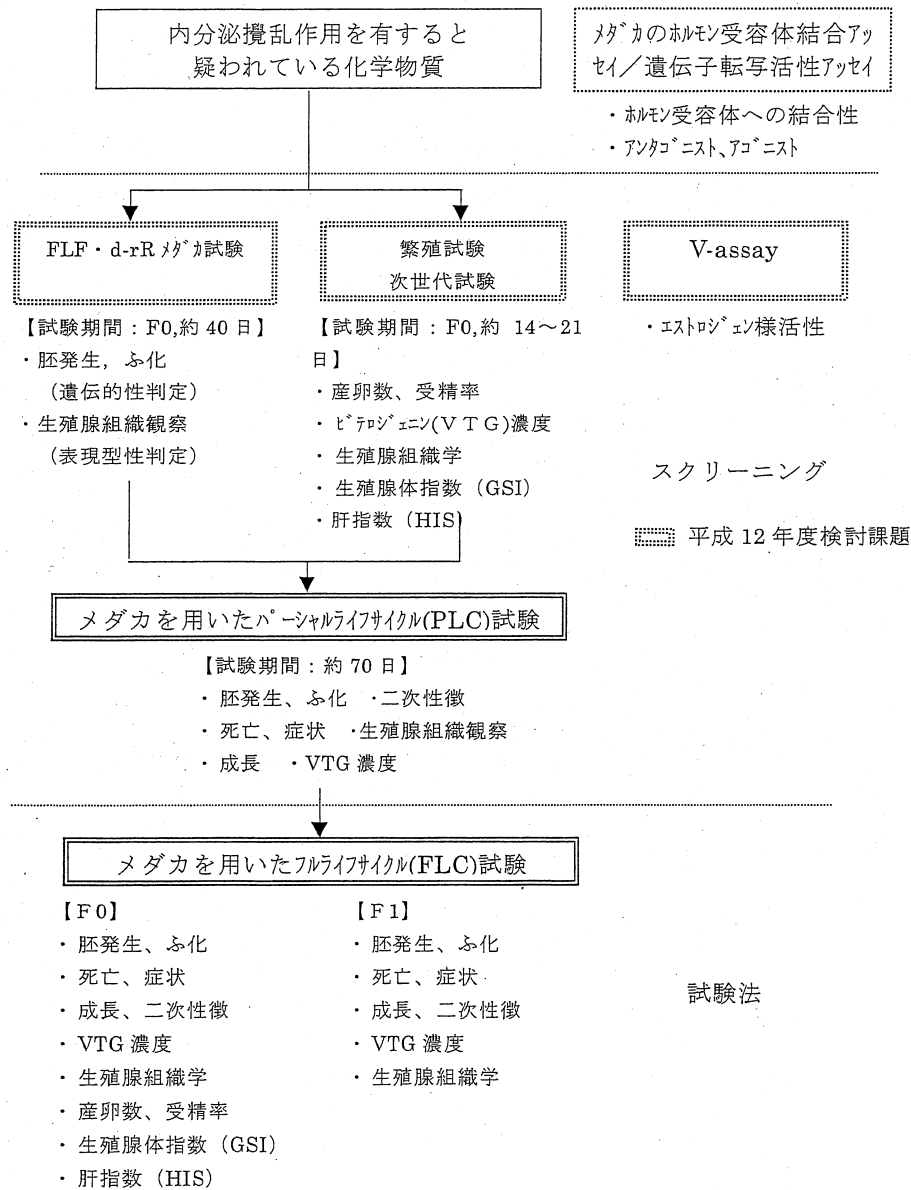
物質ごとのスクリーニング・試験方法（案）

内分泌攪乱化学物質の人健康影響評価のための試験体系（案）について

- 1．7物質（ノニルフェノール、オクチルフェノール、フタル酸ジ-n-ブチル、トリブチルスズ、フタル酸ジシクロヘキシル、オクタクロロスチレン、ベンゾフェノン）を対象に、スクリーニングとして原則「げっ歯類による1世代試験」（以下、1世代試験）を実施する。なお、1世代試験の試験法については、対象物質ごとの評価項目の追加、低濃度投与群での試験など研究要素の高い試験法とする。（1世代試験の結果により、新たに検討すべき内容が見出された場合は、追加試験を行う。）
- 2．合わせて、「改訂 OECD TG407 28 日間反復経口毒性試験」を実施する。
- 3．これらの試験結果を補完し、作用機序を確認するために in vitro 試験 を実施する。
- 4．1世代試験の結果により7物質を今後確定されるかもしれないテストバッテリーの対象物質とするか否かの評価を行う。評価の際には並行して通商産業省で実施される「げっ歯類による子宮肥大試験」および「げっ歯類による前立腺肥大試験(Hershberger 試験)」の結果を参考とする。なお、トリブチルスズについては、厚生省で実施した試験結果を評価の際の参考とする。（何れの試験でも影響がみられなかった物質はテストバッテリーの対象物質とはしない。1世代試験の結果によってさらなるテストバッテリーの実施が必要と判定された場合は、OECDなどで検討される試験法に則ったテストバッテリーを行う。）
- 5．現時点ではOECDなどにより有用な試験法が検討中であり、公募による有用な試験法の採用が期待される。

内分泌攪乱化学物質の魚類への影響評価のための試験体系について

現時点における試験体系は、原則エストロゲン及びアンドロゲン様作用を評価することとし、文献調査等で甲状腺などに異常を与えることが示唆されれば、適宜、物質ごとに試験を追加する。



被験物質について（案）

原則として、被験物質は市販の標準品を用いることとする。

1. オクチルフェノール(OP) については、全国一斉調査において 4-*n*-OP の検出例が少ないこと、内分泌攪乱作用を示すと疑われた水中最低濃度の信頼性のある報告において 4-*t*-OP が被験物質として使用されていたことから、標準品である 4-*t*-OP を被験物質とする。
2. ノニルフェノール(NP)については、全国一斉調査において総 NP として測定されていること、内分泌攪乱作用を示すと疑われた水中最低濃度の信頼性のある報告において混合物と考えられる 4-NP が被験物質として使用されていたことから、標準品である 4-NP(混合物)を被験物質とする。
3. トリブチルスズ(TBT) については、内分泌攪乱作用を示すと疑われた水中最低濃度の信頼性のある報告において塩化 TBT が被験物質として使用されていたことから、標準品である塩化 TBT を被験物質とする。
4. フタル酸ジ-*n*-ブチル、フタル酸ジシクロヘキシル、ベンゾフェノン、オクタクロロスチレンは、標準品を被験物質とする。